

平成29年度

行政監査報告書

【ソーシャルメディアの利用状況等について】

石川県監査委員

目 次

		頁
第 1	監査の趣旨	1
第 2	監査のテーマと選定理由	1
1	監査のテーマ	1
2	選定理由	1
第 3	監査の実施概要	1
1	監査の実施時期	1
2	監査の着眼点	1
3	ソーシャルメディア利用に関する指針	1
4	監査対象機関及び監査の実施方法	4
第 4	監査の結果	4
1	効果的な利活用が行われているか	4
2	リスク管理等が適切に行われているか	1 5
第 5	意見	2 1
1	効果的な利活用が行われているか	2 1
2	リスク管理等が適切に行われているか	2 2
3	結び	2 3
(資料)		
	監査対象機関	2 4
	ソーシャルメディア利用状況	2 6
	運用ポリシー例	3 0

第1 監査の趣旨

今回の行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定により、県が法令等の定めに基づき適正に事務を執行しているかなどについてテーマを定めて実施したものである。

第2 監査のテーマと選定理由

1 監査のテーマ

ソーシャルメディアの利用状況等について

2 選定理由

近年、ツイッターやフェイスブックなどのソーシャルメディアの普及に伴い、国、地方公共団体等の公共機関においても、情報発信等の強化のため、こうしたサービスの利用が増えている。

本県においても、北陸新幹線金沢開業の効果を持続、波及させ、県の魅力を発信し、認知度のより一層の向上を図るため、イベント情報、観光情報などを中心にソーシャルメディアが利用されている。

一方、社会的に大きな影響力を持つソーシャルメディア上で発信される情報は、内容によっては不測の事態を招くおそれもあり、その利用に当たっては特性やリスクを十分に理解する必要がある。

こうしたことを踏まえ、情報発信等の有効なツールとして、今後多方面にわたり、ソーシャルメディアの利用の拡大が見込まれることから、本県のソーシャルメディアの利用状況、リスク管理等について監査を実施し、今後の行政事務の改善に資することとした。

第3 監査の実施概要

1 監査の実施時期

平成29年8月から平成30年2月まで

2 監査の着眼点

- (1) 効果的な利活用が行われているか
- (2) リスク管理等が適切に行われているか

3 ソーシャルメディア利用に関する指針

本県においては、県の広報広聴活動においてソーシャルメディアを積極的に活用していくことが県民サービスの向上や県民との協働の観点から有効であると考えており、「行政経営プログラム」においても、「SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を活用した広報広聴の推進」を位置付け、平成27年度から取組を進めている。

ソーシャルメディア上で発信される情報は、内容によっては思わぬ事態を招く可能性もあることから、ソーシャルメディアが適切に利用されるための指針として、本県では「石川県ソーシャルメディア利用ガイドライン」（平成27年6月）（以下「県ガイドライン」という。）を策定し、各機関がソーシャルメディアを利用して情報を発信する際の基本原則や留意点を明らかにしている。

なお、県ガイドラインの適用範囲は、知事部局の本庁各所属及び出先機関並びに議会（事務局を含む。）及び各種行政委員会となっている。

石川県ソーシャルメディア利用ガイドライン

1 趣旨

本ガイドラインは、ソーシャルメディアの利用及び情報の掲載に関して必要な事項について定めるものとする。

2 ソーシャルメディアの定義

ツイッター、フェイスブックなどインターネット上で提供されるウェブ（web）サービスを利用して、ユーザーが情報を発信、あるいは相互に情報のやりとりを可能とする情報伝達媒体をいう。

3 適用範囲

本ガイドラインの適用範囲は、次に定めるところによる。

（1）適用機関

- ア 知事部局の本庁の各所属及び出先機関
- イ 議会（事務局を含む）及び各種行政委員会

（2）対象

- ア 上記機関が県民向けに開設するソーシャルメディアの全て

4 ソーシャルメディアの管理運営責任

ソーシャルメディアの開設及び記事投稿等の管理運営は、利用する所属長の責任において行う。

5 ソーシャルメディア利用に当たっての基本原則

- （1）職員がソーシャルメディアを利用して情報を発信する場合には、職員であることの自覚と責任を持たなければならない。
- （2）地方公務員法をはじめとする関係法令及び職員の服務や情報の取扱いに関する規程等を遵守しなければならない。
- （3）肖像権、プライバシー権、著作権、商標権及び個人情報保護等に関し、十分留意しなければならない。
- （4）利用するソーシャルメディアの利用規約等の規定を遵守しなければならない。
- （5）次に掲げる情報は発信してはならない。
 - ア 不敬な言い方を含む情報（他者を侮辱する発言や誹謗中傷など）
 - イ 人種、思想、信条等の差別又はそれらの差別を助長させる情報

- ウ 違法若しくは不当な行為又はそれらの行為を助長させる情報
- エ 正否が確認できない情報（噂や流説など）
- オ 閲覧者に損害を与えようとするサイト又は暴力的若しくはわいせつな内容を含むサイトに関する情報（当該サイトへのリンクの掲載を行う場合を含む。）
- カ 職務上知り得た秘密に関する（一般的に知られていない又は知らせてはいけない。）情報
- キ 石川県及び他者の権利を侵害する情報
- ク 石川県のセキュリティを脅かすおそれのある情報
- ケ その他公序良俗に反する一切の情報（県職員として不適切と思われる内容を含む。）

6 ソーシャルメディアを利用する場合の留意点

- (1) 所属長の承認を得て開設した公式アカウント（※）を用いること。また、IDとパスワードの管理には細心の注意を払い、他人又は外部に漏洩してはならない。
- (2) 成りすまし（他の利用者のふりをして、インターネット上の様々なサービスを利用すること）の防止のために、所属で運用しているウェブページに、利用するソーシャルメディアの種類とアカウントを掲載し、県の公式アカウントである旨を明示すること。
- (3) 別紙「運用ポリシー例」を参考に運用ポリシーを作成して所属内で共有するとともに、当該運用ポリシーに沿って運用すること。また、所属で運用しているウェブページに運用ポリシーを掲載し、利用しているソーシャルメディアのプロフィール欄等から運用ポリシーにリンクを設定するなどして、運用ポリシーを公開すること。
- (4) ソーシャルメディアを利用した情報発信にあたっては、掲載する情報は一般に公表することを前提としている情報のみとするとともに、掲載内容について、既に他の媒体で広報された内容等既成の事実を除き、原則として所属長の承認を得ること。
- (5) 各種広報媒体（紙媒体・県ウェブページ等）で発信している情報との整合性（配布時期、公表時間等）に配慮すること。
- (6) 情報を発信する場合は、守秘義務を遵守するとともに、意思形成過程における情報の取扱いに十分留意すること。
- (7) 発信する情報は正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かないよう留意すること。また、一度ネットワーク上に公開された情報は完全には削除できないことを理解しておく必要がある。万が一、誤りがあった場合は直ちに認め、訂正すること。
- (8) 他の利用者の投稿を引用することや、第三者が管理又は運用するウェブページへのリンクの掲載（シェアやリツイートを含む）を行う場合は、当該投稿やウェブページの内容を信頼性のあるものとして受け取られる可能性もあることから、その事実根拠を確認し、誤った情報を拡散しないよう注意すること。
- (9) 本来のURLを分からなくする「短縮URLサービス」については、利用者に不安を与えるおそれがあることから原則として使用しないこと。
- (10) 発信した情報により、意図せず他者を傷つけたり、誤解を生じさせたりした場合は誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めること。また、自らが発信した情報に関し攻撃（批判）的な反応があった場合には、冷静に対応し無用な議論を避けること。

※公式アカウント

アカウントとは利用するソーシャルメディアにログインするための、利用者権限のことをいい、ソーシャルメディアの目的毎に開設するもの。ここでは石川県情報セキュリティポリシーの規定により情報セキュリティ責任者（所属長）の承認を得て開設したアカウントのことを公式アカウントと定義する。

7 トラブルへの対応

(1) 成りすまし（他の利用者のふりをして、インターネット上の様々なサービスを利用すること）が発生した場合

ア 県民交流課に報告する。

イ 成りすましが存在することを石川県ウェブページ上で周知する。

ウ 必要に応じ、報道機関に資料提供等を行い、注意喚起を行う。

(2) 炎上状態（投稿に対し批判や苦情が殺到し、收拾がつかなくなった状態）になった場合

ア 県民交流課に報告する。

イ 反論や抗弁は控え、冷静に対応する。

ウ 職員側で発信した情報に問題となった部分があれば修正し、謝罪する。

エ 対応に時間を要する場合はその旨を説明し、無視している等の不要な誤解を招かないようにする。

8 その他

本ガイドラインに定めのない事項については、県民交流課と情報を発信する所属とが協議するものとする。

4 監査対象機関及び監査の実施方法

今回の監査においては、本庁、出先機関及び公の施設の309の機関を対象とし、ソーシャルメディアの利用状況等を把握するため、平成29年9月1日を調査基準日として、書面調査を実施した。

加えて、書面調査の結果を踏まえ、閲覧及び聞き取り等の詳細調査を行った。

なお、公の施設のうち、指定管理施設については、地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した。

第4 監査の結果

1 効果的な利活用が行われているか

(1) ソーシャルメディアの利用状況について

監査対象である309機関のうち、ソーシャルメディアを利用しているのは、43機関（13.9%）であった。（表1）

このうち、県の機関（知事部局、教育委員会及び警察本部）については、21機関で利用されており、県の機関における利用率（対象機関数241に占める割合）は8.7%

であった。

公の施設については、22機関で利用されており、全て指定管理施設であった。

なお、公の施設における利用率（対象機関数68に占める割合）は32.4％であった。

表1 利用状況（平成29年9月1日現在）

区 分		監査対象機関数	利用機関数	割合 (%)	
県	知事部局	本 庁	68	13	19.1
		出先機関	64	3	4.7
		小 計	132	16	12.1
機	教育委員会	本 庁	6	0	—
		出先機関 (うち学校)	62 (53)	4 (3)	6.5 (5.7)
		小 計	68	4	5.9
関	警察本部	本 庁	28	1	3.6
		出先機関	13	0	—
		小 計	41	1	2.4
県の機関計		241	21	8.7	
公の施設(指定管理・直営)		68	22	32.4	
合 計		309	43	13.9	

- 注) 1. 各機関が行うソーシャルメディアを利用した広報事業等を関連団体等へ委託して実施しているケースについては、委託元の機関を調査の対象とした。
2. ソーシャルメディアでの情報利用が機関内の職員等に限定されるものや、同窓会、保護者などが運営するものについては、調査対象外とした。
3. 議会事務局及び各種行政委員会(教育委員会を除く)については、知事部局に含めた。

(2) ソーシャルメディアの種類及び利用数について

利用しているソーシャルメディア（動画を除く）の種類及び利用数については、フェイスブックが24と最も多く、次いでブログが13、ツイッターが9、ラインが4、インスタグラムが3であった。(表2-1)

また、本庁、出先機関、公の施設のそれぞれの内訳については、表2-1の右表のとおりとなっており、公の施設での利用数が31と最も多くなっている。

なお、ソーシャルメディアの種類別アカウント数については、表2-2のとおりである。

【動画以外】

表 2-1 利用ソーシャルメディアの種類別利用数

回 答	利用数	内 訳		
		本庁	出先機関	公の施設
フェイスブック	24	7	2	15
ブログ	13	0	3	10
ツイッター	9	4	2	3
ライン	4	3	0	1
インスタグラム	3	1	0	2
計	53	15	7	31

注) 一つの機関で複数のソーシャルメディアを利用しているところがある。

表 2-2 利用ソーシャルメディアの種類別アカウント数

回 答	アカウント数	内 訳		
		本庁	出先機関	公の施設
フェイスブック	27	8	2	17
ブログ	16	0	5	11
ツイッター	10	4	2	4
ライン	4	3	0	1
インスタグラム	3	1	0	2
計	60	16	9	35

注) 一つのソーシャルメディアで複数のアカウントを使用しているところがある。

また、動画の種類については、YouTubeのみであり、14機関で利用されていた。

(表 2-3)

なお、チャンネル数は15、タイトル数は217であり、機関別の内訳については、表 2-3 の右表のとおりであった。

【動画】

表 2-3 YouTubeを利用する機関数、チャンネル数及びタイトル数

回 答	回答計	内 訳		
		本庁	出先機関	公の施設
機関数	14	7	3	4
チャンネル数	15	7	4	4
タイトル数	217	45	130	42

(3) ソーシャルメディアの公式アカウント等について

県の機関を対象としている県ガイドラインにおいては、「所属長の承認を得て開設した公式アカウントを用いること」(6(1)に記載)とされている。

利用しているソーシャルメディアのアカウント(動画の場合はチャンネル)については、43全ての機関が所属長により承認された公式のものを使用していた。(表3)

表3 利用ソーシャルメディアのアカウント等の承認状況

回 答	機関数	内 訳		
		本庁	出先機関	公の施設
全て承認されたアカウント等である	43	14	7	22
承認されていないアカウント等がある	0	0	0	0
計	43	14	7	22

(4) ソーシャルメディアの利用開始時期について

ソーシャルメディアの利用については、本庁では平成23年からフェイスブック、ツイッターの利用を開始しており、出先機関では平成20年からブログの利用を開始している。(表4-1、4-2)

県の機関における利用開始時期の傾向として、北陸新幹線が金沢まで開業した平成27年以降に利用を開始した機関が多く見られる。

公の施設では、平成19年からブログの利用を開始しており、フェイスブック、ツイッターについては、平成22、23年から利用を開始している。(表4-3)

特に、平成23年に多くの利用が開始されており、以降、継続して新たな利用が見受けられる。

表4-1 機関別ソーシャルメディアの利用開始時期(本庁)

回 答	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	計
フェイスブック					1		1			3	2	7
ブログ												0
ツイッター					1					1	2	4
ライン									2		1	3
インスタグラム											1	1
YouTube						1		2	1		3	7
計					2	1	1	2	3	4	9	22

表 4-2 機関別ソーシャルメディアの利用開始時期（出先機関）

回 答	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	計
フェイスブック									2			2
ブログ		1		2								3
ツイッター									2			2
ライン												0
インスタグラム												0
YouTube							1				2	3
計		1		2			1		4		2	10

表 4-3 機関別ソーシャルメディアの利用開始時期（公の施設）

回 答	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	計
フェイスブック				1	3	3		4	1	2	1	15
ブログ	1	3		1	2	2			1			10
ツイッター					3							3
ライン										1		1
インスタグラム										1	1	2
YouTube				1	1			1		1		4
計	1	3		3	9	5		5	2	5	2	35

(5) ソーシャルメディアの情報発信内容について

ソーシャルメディアを利用して発信する情報の内容については、「イベント・大会関係」が最も多く、以下、「観光・レジャー関係」、「学術・文化・スポーツ関係」、「防犯・防災・環境関係」、「交通機関関係」、「健康・医療・保健関係」、「農林水産・土木関係」の順となっている。（表 5）

なお、「その他」の情報発信内容は、「職員採用関係」、「施設の空き状況」、「施設内の風景、活動状況（画像）」などであった。

表 5 情報発信内容（複数回答）

回 答	回答数	割合(%)	内 訳		
			本庁	出先機関	公の施設
イベント・大会関係情報	38	32.2	7	3	28
観光・レジャー関係情報	26	22.0	5	3	18
学術・文化・スポーツ関係情報	22	18.6	3	5	14
防犯・防災・環境関係情報	8	6.8	5	1	2
交通機関関係情報	4	3.4	0	0	4
健康・医療・保健関係情報	2	1.7	2	0	0
農林水産・土木関係情報	2	1.7	1	1	0
商工・労働関係情報	0	—	0	0	0
税・暮らし関係情報	0	—	0	0	0
その他	16	13.6	9	2	5
計	118	100.0	32	15	71

(6) ソーシャルメディアの利用目的（理由）について

ホームページのほかにソーシャルメディアを利用する目的（理由）は、「ホームページよりも情報がより拡散される（広拡散性）」が最も多く、次いで「素早く情報が伝達できる（適時伝達（即時性）」であった。（表6）

なお、「その他」の利用目的は、「複数の情報媒体を活用することで、より広い範囲に情報を周知できるため」、「若者向けの啓発ツールとして」、「動画を公開するため」、「携帯電話利用者への情報提供のため」、「生徒の情報教育の一環として」などであった。

表6 ソーシャルメディアの利用目的（理由）

回 答	機関数	内 訳		
		本庁	出先機関	公の施設
ホームページよりも情報がより拡散される（広拡散性）	23	8	3	12
素早く情報が伝達できる（適時伝達（即時性））	9	1	1	7
状況把握、データ収集	0	0	0	0
その他	11	5	3	3
計	43	14	7	22

注）最も適すると思われる項目1つを選択

(7) ソーシャルメディアの運用状況について

ア 運用ポリシーについて

ソーシャルメディアの運用に当たり、運用ポリシーを定めているのは21機関（全体の48.8%）であり、そのうち、県ガイドラインにおいて「運用ポリシーを作成し公開すること」（6(3)に記載）とされている県の機関については17機関で定められていたが、4機関については定められていなかった。（表7）

4機関のうち3機関については、動画のみを運用している機関であった。

また、運用ポリシーを定めている県の機関のうち2機関については、運用ポリシーを公開していなかった。

公の施設については、県ガイドラインの適用はないものの4機関で運用ポリシーが定められていたが、指定管理者の運営方針などから全て非公開であった。

表7 運用ポリシーの作成状況

回 答	機関数	割合(%)	内 訳		
			本庁	出先機関	公の施設
定めている	21	48.8	12	5	4
公開	15	34.9	11	4	0
非公開	6	13.9	1	1	4
定めていない	22	51.2	2	2	18
計	43	100.0	14	7	22

イ 短縮URLサービスの利用について

ソーシャルメディアの利用に当たり、短縮URLサービスを利用しているのは1機関であった。(表8)

県ガイドラインでは、「利用者に不安を与えるおそれがあることから原則として使用しないこと」(6(9)に記載)とされているが、当該機関における短縮URLサービスの利用については、ホームページ上での利用であり、利用者に不安を与えることはないと思われ、特に問題はないことを確認した。

表8 短縮URLサービスの利用状況

回 答	機関数	内 訳		
		本庁	出先機関	公の施設
利用している	1	0	1	0
利用していない	42	14	6	22
計	43	14	7	22

(8) 取得情報の確認・活用について

各ソーシャルメディアに寄せられる県民等からの意見・コメント等について確認しているのは36機関(全体の83.7%)であり、確認していないのは7機関であった。(表9-1)

確認していない理由としては、「当初は確認していたが、最近視聴回数が少ないため確認していない」のほか、「トラブル防止のため、情報発信のみに制限している」、「コメント欄(「いいね!」欄やリツイート欄など)を設けていない」などであった。

なお、県の機関の大半においては、各機関で定めている運用ポリシーの中で、「原則として当該ソーシャルメディアのアカウントへの意見や問い合わせには対応しない」旨を記載し、「意見や問い合わせがある場合には、県ホームページの「県民の声」ページを通じて行う、又は直接当該機関へ問い合わせる」旨を記載している。

表9-1 県民等からの意見・コメント等の確認状況

回 答	機関数	割合(%)	内 訳		
			本庁	出先機関	公の施設
確認している	36	83.7	11	7	18
確認していない	7	16.3	3	0	4
計	43	100.0	14	7	22

県民等からの意見・コメント等について確認している36機関における各ソーシャルメディアごとの確認頻度及び頻度別の機関の内訳については、下表（表9-2、9-3）のとおりとなっている。

なお、「その他」の確認頻度は、「情報発信（投稿）する際」、「半年又は年1回程度」、「必要の都度」、「不定期」などであった。

表9-2 県民等からの意見・コメント等の確認頻度

回 答	毎日	毎週	毎月	その他	計
フェイスブック	10	2	3	9	24
ブログ	2	2	2	3	9
ツイッター	3	0	1	5	9
ライン	2	1	0	0	3
インスタグラム	2	1	0	0	3
YouTube	1	2	2	7	12
計	20	8	8	24	60

表9-3 県民等からの意見・コメント等の確認頻度別機関内訳

回 答	回答数	割合(%)	内 訳		
			本庁	出先機関	公の施設
毎日	20	33.4	5	1	14
毎週	8	13.3	4	1	3
毎月	8	13.3	0	4	4
その他	24	40.0	11	3	10
計	60	100.0	20	9	31

また、県民等からの意見・コメント等の活用事例として、「コメントの送信者に対し、メール等でやり取りを行った」、「「いいね！」の反響から人気のあるイベントを把握し、翌年度以降の企画に反映させている」ものがあった。

(9) 効果的な情報発信の工夫

ア 情報発信の頻度について

動画以外のソーシャルメディア別情報発信の頻度及びその機関別の内訳については、下表（表10-1、10-2）のとおりであった。

リアルタイムにシンプルな情報を提供できるツイッターについては、利用機関の多くで比較的短い間隔での情報発信がなされているが、他のソーシャルメディアでは利用目的により情報の発信頻度が様々であった。

また、半数以上のソーシャルメディアについては、定期的に情報発信が行われていた。一方、6か月以上にわたり情報の発信が行われていないアカウントや、発信頻度が少ないアカウントも一部見受けられた。

なお、「その他」の発信頻度は、「イベントや説明会の開催に合わせて発信」、「イベント期間中、随時発信」、「季節ごと」、「不定期」などであった。

表10-1 動画以外のソーシャルメディア別情報発信の頻度

回 答	毎日	毎週	毎月	その他	計
フェイスブック	4	6	4	10	24
ブログ	1	3	4	5	13
ツイッター	2	5	0	2	9
ライン	0	1	1	2	4
インスタグラム	0	1	1	1	3
計	7	16	10	20	53

表10-2 情報の発信頻度別機関内訳

回 答	回答数	割合 (%)	内 訳		
			本庁	出先機関	公の施設
毎日	7	13.2	0	1	6
毎週	16	30.2	7	3	6
毎月	10	18.9	1	3	6
その他	20	37.7	7	0	13
計	53	100.0	15	7	31

イ ソーシャルメディアとホームページとの発信情報等の使い分けについて

ソーシャルメディアとホームページとで、発信する情報の内容・種類等を使い分けられているのは18機関であった。（表11-1）

主な内容は、次ページの表（表11-2）のとおりである。

表11-1 ソーシャルメディアとホームページとの発信情報等の使い分け状況

回 答	機関数	割合(%)	内 訳		
			本庁	出先機関	公の施設
使い分けしている	18	41.9	7	4	7
使い分けしていない	25	58.1	7	3	15
計	43	100.0	14	7	22

表11-2 主な回答（使い分け方）

<ul style="list-style-type: none"> ・ 速報性を必要とするもの、一過性の情報等をソーシャルメディアに掲載 ・ ソーシャルメディアでは速報性や写真など視覚で訴える内容を重視して発信 ・ ソーシャルメディアではタイムリーなトピックスを掲載 ・ 動画については、ソーシャルメディア（YouTube）を利用して配信 ・ ホームページが主たる情報発信の手段であると捉えている。 ・ ホームページはイベント前の情報、ブログはイベント後の情報を掲載 ・ 年間を通して発信し続ける情報はホームページに掲載 ・ ソーシャルメディアでは携帯電話画面で見やすいように、特に見てもらいたい情報を短めの文章や写真を用いて発信。詳細はリンクされているホームページに移動して見てもらうようにしている。
--

ウ ソーシャルメディア利用の効果等について

ソーシャルメディアの利用については、全ての利用機関が効果的であると考えている。（表12-1）

その主な理由については、下表（表12-2）のとおりである。

表12-1 ソーシャルメディア利用の効果

回 答	機関数	割合(%)	内 訳		
			本庁	出先機関	公の施設
効果的である	43	100.0	14	7	22
効果的でない	0	—	0	0	0
計	43	100.0	14	7	22

表12-2 ソーシャルメディア利用が効果的であるとする主な理由

<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報の拡散力及び主に若者に向けた情報発信に効果を発揮している。 ・ SNSの記事がシェアや「いいね!」、※ハッシュタグで拡散され、SNSからイベントを知って来場したという声を聞く。

- どのようなイベントだったか知ってもらえることで、来年の参加へつながる。
- フェイスブックやブログなどを見ての来館者がいる。また、フェイスブック上で質問などに答えることで、質問者が更に拡散してくれており、広範囲への宣伝になっている。
- 施設の認知度やイベント開催に対する関心度が高まった。
- 施設や更新情報の特性上、拡散効果を狙ったものではない。どちらかといえば施設利用者（又は関係者）に対するインフォメーションの役割が強い。また、ホームページに埋め込むことで、検索エンジンの特性上、ホームページの※SEO対策にもつながる。
- 施設のホームページがないため、フェイスブックを通して情報が広く伝えられる。
- ブログについて、地域から「楽しみにしている」という声がある。
- 保護者や地域の方々に学校行事の予定や、学校の様子等を随時発信できる。
- ソーシャルメディアを見て説明会に来たという者が多数を占めるようになった。
- ウェブサイトでは定期的な閲覧がなかなか望めないが、ふだん若者が利用しているSNSを用いることで、発信した情報を見てもらえる機会が増加するものと思われる。
- 配信開始2か月間で視聴回数180万回を達成
- YouTubeでは閲覧環境（PCやスマートフォンなど）を問わず動画が閲覧可能なため

※ハッシュタグ：「#」が付いたキーワードのことで、ツイッターをはじめとしたSNSで用いられている。メリットとしては、ハッシュタグを検索することで同じハッシュタグの付いた投稿をまとめて見ることができる、ハッシュタグ付きのツイートを行った際に、他のユーザーに自分のツイートを見てもらいやすくなる、などがある。

※SEO対策：検索エンジン最適化を意味し、検索結果でウェブサイトがより多く露出されるために行う一連の取組のことを指す。

エ 効果的な情報発信や拡散のための工夫について

ソーシャルメディアの効果的な情報の発信や拡散のために、各機関が工夫していることの主な内容は、下表（表13）のとおりである。

表13 効果的な情報発信の工夫

- 魅力的な写真、投稿内容に加え、ハッシュタグを活用している。
- 若い人に向けて、わかりやすい言葉で発信するようにしている。
- ラインについて過剰な情報発信により、利用者が友達登録を解除してしまうことを防ぐために、タイムラインは1回/週(月曜日)、メッセージは1回/月発信としている。
- ホームページに掲載するほか、各メディアで取り上げられるよう資料提供を行っている。

- ・ 効果的な情報の発信のために、まずはフォロワーの確保が重要である。そのため、説明会等に参加する際に、フェイスブックアカウントの周知(チラシ、呼びかけ等)を図っている。
- ・ リツイートを活用
- ・ 興味を持たせるため、写真を多く載せるようにしている。
- ・ フェイスブックでは画像を必ず添付し、直接主催者に詳細を確認のうえ内容を掲載している。
- ・ インスタグラムではハッシュタグを活用している。
- ・ 電話で問い合わせなどがあった場合にホームページがあることを伝えている。
- ・ ブログをフェイスブックでシェアしている。
- ・ 投稿時間及び過去に閲覧数や反響の多い内容を参考にしている。
- ・ SNSでは、絵文字を用いたり、文章表現を柔らかくするなど親しみやすい記事としている。また、様々なチラシに、SNSに簡単に登録できるQRコードを表示している。

2 リスク管理等が適切に行われているか

(1) リスクの把握と対策について

ア 情報発信担当者の選任等について

ソーシャルメディアを利用して情報を発信する担当者を選任しているのは、38機関(全体の88.4%)であり、県の機関では全て選任されていた。(表14-1)

また、発信する情報内容の最終承認者については、「機関(所属)の長」が29機関(全体の67.5%)、「グループリーダー」が1機関、「担当者」が13機関であった。(表14-2)

なお、県ガイドラインにおいては、「掲載内容について、既に他の媒体で広報された内容等既成の事実を除き、原則として所属長の承認を得ること」(6(4)に記載)とされており、最終承認者が機関(所属)の長以外となっているところについては、既にホームページ等で掲載されている内容や報道発表されている情報、イベントの結果など、既成の事実に係る内容を発信しているものであった。

表14-1 情報発信担当者の選任状況

回 答	機関数	割合(%)	内 訳		
			本庁	出先機関	公の施設
選任している	38	88.4	14	7	17
選任していない	5	11.6	0	0	5
計	43	100.0	14	7	22

表14-2 情報発信内容の最終承認者

回 答	機関数	割合 (%)	内 訳		
			本庁	出先機関	公の施設
機関（所属）の長	29	67.5	9	6	14
グループリーダー	1	2.3	1	0	0
担当者	13	30.2	4	1	8
計	43	100.0	14	7	22

イ 個人情報や著作権について

ソーシャルメディアを利用するに当たり、各機関が個人情報や著作権について注意している点は、主に下表（表15）のとおりである。

表15 主な回答（個人情報や著作権について注意している点）

<ul style="list-style-type: none"> ・ 問題が発生する可能性があるものは基本的に掲載していない。 ・ 個人写真を掲載する際は事前に了解を得ている。 ・ 掲載動画については、個人情報及び著作権ともにクリアして掲載 ・ 説明会等の様子を写真で掲載する際には、参加者個人が特定されないようにしている。 ・ 写真掲載の場合、画像をぼかすなどわかりにくくしている。その他個人情報の漏洩にならないかの精査を実施 ・ ネットで拾った画像は使用せず、最後は管理職がチェックしている。 ・ 掲載する画像等は、第三者の著作権を侵害しないものに限っており、その内容に個人情報や機密情報がないかを確認し、必要な画像処置や情報発信の是非の検討をしている。また、顔ができるだけ写っていないものとし、必要に応じて写真データの※イグジフ情報を削除している。
--

※イグジフ情報：カメラの設定や撮影日時に関する情報を記録した情報で、撮影日時、機種、設定（GPS情報等）などであるが、こうした情報から撮影者の住所や氏名といった個人情報明らかになってしまう場合もある。

ウ ホームページとの相互リンクについて

県ガイドラインにおいては、「成りすましの防止のために、所属で運用しているウェブページに、利用するソーシャルメディアの種類とアカウントを掲載し、県の公式アカウントである旨を明示すること」（6(2)に記載）とされている。

ホームページにソーシャルメディアの種類、アカウント（動画サービスの場合はチャンネル）を掲載している機関については、それぞれ次表（表16-1、16-2）のとおりであった。また、ソーシャルメディアにホームページへのリンクを掲載している

のは、28機関（全体の65.1%）であった。（表16-3）

表16-1 ホームページ上でのソーシャルメディアの種類の掲載状況

回 答	機関数	割合(%)	内 訳		
			本庁	出先機関	公の施設
掲載している	38	88.4	14	7	17
掲載していない	5	11.6	0	0	5
計	43	100.0	14	7	22

表16-2 ホームページ上でのソーシャルメディアのアカウント(チャンネル)の掲載状況

回 答	機関数	割合(%)	内 訳		
			本庁	出先機関	公の施設
掲載している	32	74.4	12	7	13
掲載していない	11	25.6	2	0	9
計	43	100.0	14	7	22

表16-3 ソーシャルメディア上でのホームページへのリンクの掲載状況

回 答	機関数	割合(%)	内 訳		
			本庁	出先機関	公の施設
掲載している	28	65.1	11	4	13
掲載していない	15	34.9	3	3	9
計	43	100.0	14	7	22

エ IDやパスワードの更新について

利用しているソーシャルメディアのIDやパスワードを定期的に更新しているのは10機関、定期的に更新していないのは33機関であった。（表17）

なお、更新頻度は、月に1回程度から年に1回程度までと期間に幅が見受けられた。

表17 IDやパスワードの更新状況

回 答	機関数	割合(%)	内 訳		
			本庁	出先機関	公の施設
定期的に更新している	10	23.3	6	0	4
定期的に更新していない	33	76.7	8	7	18
計	43	100.0	14	7	22

オ モニタリング（監視）の実施について

「成りすまし」、「※乗っ取り」や「炎上」などのリスク把握のためにモニタリング（監視）を行っているのは25機関（全体の58.1%）、行っていないのは18機関

であった。(表18-1)

表18-1 モニタリングの実施状況

回 答	機関数	割合(%)	内 訳		
			本庁	出先機関	公の施設
実施している	25	58.1	9	4	12
実施していない	18	41.9	5	3	10
計	43	100.0	14	7	22

※乗っ取り：自分の知らないところで、アカウントIDやパスワードが勝手に使用されている被害のこと。

モニタリングを行っている機関における実施頻度は、下表（表18-2）のとおりであった。

なお、「その他」の実施頻度は、「情報を発信・更新する際」であった。

表18-2 モニタリングの実施頻度

回 答	機関数	割合(%)	内 訳		
			本庁	出先機関	公の施設
毎日	11	44.0	4	0	7
毎週	5	20.0	2	2	1
毎月	3	12.0	0	0	3
その他	6	24.0	3	2	1
計	25	100.0	9	4	12

(2) 緊急時（トラブル発生時）の体制等について

ア リスク管理のための体制の構築について

ソーシャルメディアの運用に当たり、リスク管理のための体制を構築（各担当者を決定）しているのは、21機関（全体の48.8%）であった。(表19)

表19 リスク管理のための体制の構築状況

回 答	機関数	割合(%)	内 訳		
			本庁	出先機関	公の施設
構築している	21	48.8	9	4	8
構築していない	22	51.2	5	3	14
計	43	100.0	14	7	22

イ 緊急時（トラブル発生時）の対応について

県ガイドライン（7「トラブルへの対応」）では、「成りすまし」や「炎上状態」が発生した場合のトラブルへの対応方法について記載されている。

県の機関及び公の施設のいずれにおいても、これまでにトラブルの発生事例はなかった。

(3) ソーシャルメディアに関する研修等について

ソーシャルメディアの管理者又は担当者に対し研修等を行っているのは、8機関（全体の18.6%）であった。（表20-1）

研修等の開催頻度については、「新規採用時」及び「年に1回程度」であった。

なお、実施した研修等の主な内容については、下表（表20-2）のとおりである。

表20-1 ソーシャルメディアに関する研修等の実施状況

回 答	機関数	割合 (%)	内 訳		
			本庁	出先機関	公の施設
行っている	8	18.6	2	1	5
行っていない	35	81.4	12	6	17
計	43	100.0	14	7	22

表20-2 研修等の主な内容

- ・ 情報セキュリティについて
- ・ 個人情報保護法について
- ・ ホームページ、SNS等の運用方法について
- ・ SNSのガイドラインについて
- ・ 著作権等知的財産権について

(4) その他

ア ソーシャルメディアの利用に関する課題等

各機関におけるソーシャルメディアの利用に関する課題等の主な内容は、次表（表21）のとおりであった。

表21 ソーシャルメディアの利用に関する課題等の主な内容

- ・ フォロワー数を増やす取組
- ・ トラブル対応やその対策についてのルールの確立
- ・ フェイスブック利用のスキルアップが必要
- ・ SNSで高い頻度での情報発信や、閲覧者との双方向性のあるコミュニケーションを行った方が効果的な情報発信を行えると思うが、記事作成やリスク管理のために多大な労力と人員が必要となるため、SNSの機能を十分に活用した情報発信が困難である。

イ 今後のソーシャルメディア利用について

現在、ソーシャルメディアを利用していない266機関のうち、今後利用予定があるのは3機関であった。(表22-1)

なお、ソーシャルメディアの利用を予定する情報分野については、「観光・レジャー関係」、「学術・文化・スポーツ関係」、「イベント・大会関係」及び「施設紹介」であった。

また、利用予定がないのは105機関であり、その主な理由は、下表(表22-2)のとおりであった。

利用が未定であるのは158機関であった。

表22-1 ソーシャルメディアの利用予定

回 答	機関数	割合(%)	内 訳		
			本庁	出先機関	公の施設
利用する予定がある	3	1.1	0	2	1
利用する予定はない	105	39.5	34	67	4
未定	158	59.4	54	63	41
計	266	100.0	88	132	46

表22-2 「利用する予定はない」の主な理由

- ・ 所管業務の性質上なじまないため
- ・ ホームページでの情報発信で十分と考えているため
- ・ 頻繁に広報する題材がなく、ソーシャルメディアを利用する必要性が低い
- ・ 職員にソーシャルメディアによる情報発信の知識がないため
- ・ リスク管理やセキュリティ面など対応が困難なため

第5 意見

今回の監査については、「ソーシャルメディアの利用状況等について」をテーマとし、本庁、出先機関及び公の施設を対象に、「効果的な利活用が行われているか」、「リスク管理等が適切に行われているか」について監査を実施した。

その結果、おおむね適正に行われているものと認められたが、一部において検討を要する事項があった。

については、各機関においては、以下の点に留意し、ソーシャルメディアを利用した効果的な情報の発信及び適切な管理に努められたい。

1 効果的な利活用が行われているか

(1) 本県においては、ソーシャルメディアの特性である広拡散性、即時性を生かした情報発信手段として、平成19年以降ソーシャルメディアの利用が進められてきたが、特に北陸新幹線金沢開業年の平成27年以降に利用する機関が増加している。

今回の調査では、配信開始2か月間で視聴回数が180万回を超える外国人向けの本県PR動画が配信されていた事例をはじめ、イベントへの関心や施設認知度の向上のためソーシャルメディアを利用し、頻繁に情報が発信されていた事例も多く見受けられるなど、利用機関の大半において、情報発信の目的に合った有効な活用がなされていた。

一方、6か月以上情報が発信されていないなど、長期間にわたり情報が未発信のアカウントが一部の機関で見受けられたが、こうした機関にあつては、ソーシャルメディアの利用について、継続の必要性をも含めて検討し、適切な管理を行われたい。

(2) 県ガイドラインではアカウントの運用に当たり、各機関において、情報発信の目的、内容、方法、投稿に対する返信の有無などの事項を記載した運用ポリシーを作成し、公開することとされているが、運用ポリシーを作成していない機関や、作成してはいるものの公開していない機関が一部見受けられた。

このため、本庁、出先機関においては、県ガイドラインの記載事項について留意し、運用ポリシーの作成及び公開について再確認し、必要な対応を行われたい。

また、広報広聴担当主管課である県民交流課においては、県ガイドラインの遵守状況の把握に努め、適用機関への周知を徹底されたい。

加えて、県ガイドラインが適用されない公の施設においても、各施設のソーシャルメディアの運用方針等に従って適切な運用を図られたい。

(3) ソーシャルメディアによる効果的な情報発信のために、写真や画像を多く取り込んだり、わかりやすい言葉を使い文章表現を柔らかくしたり、情報が拡散されやすくな

るようハッシュタグを活用するなどの工夫が行われている。

今後とも、各機関においては利用者の視点に立って、より効果的な情報の発信に努められたい。

また、ソーシャルメディアの利用目的として、広拡散性や即時性を挙げている機関が多く、スマートフォンを主な情報収集ツールとする傾向がある若年層への情報発信手段として有効であるとする機関もあり、現在利用していない機関においては、こうした状況も参考に業務への有効性や効果を考慮し、ソーシャルメディアの活用を検討されたい。

2 リスク管理等が適切に行われているか

- (1) ソーシャルメディアを利用して発信する情報の内容がホームページの掲載内容や報道発表後の情報などであることから、一部の県の機関において情報発信内容の最終承認者を担当者としていた。

これは、既成の事実に係る内容を発信していることから、県ガイドラインに反するものではないが、各機関におけるソーシャルメディアの運用に当たっては、情報発信内容に正確を期すとともに、その内容について誤解を生じないように十分留意する必要があることから、担当者のみならず、複数の職員によるチェックを行うなど、適切に対応されたい。

また、各機関では、写真を掲載する際に個人が特定されないようにするなどの配慮を行っているところであり、今後とも個人情報や肖像権、著作権等の保護に十分留意されたい。

- (2) ソーシャルメディアを利用する場合には、「成りすまし」、「乗っ取り」や「炎上」などのリスクを想定し、トラブルを未然に防止することや、万一トラブルが発生した際は早期に対応を行うことが重要である。

県ガイドラインでは、成りすまし防止のため、所属で運用しているウェブページに、利用するソーシャルメディアの種類とアカウントを掲載することとされているが、アカウントを掲載していない県の機関が一部見受けられた。

これらの機関については、公式アカウントであることを明示するため、ウェブページにアカウントを掲載されたい。

また、今後とも、各機関におけるソーシャルメディアのIDやパスワードなどの情報については、他のセキュリティ情報と同様に細心の注意を払うとともに、外部に漏洩することのないよう適切に管理されたい。

加えて、利用するソーシャルメディアについてのモニタリングを実施していない機関においては、リスク発生の回避やトラブル防止のため、情報発信内容等の定期的な確認

を実施されたい。

なお、リスク管理のための体制が構築されていない機関が半数程度見受けられたが、こうした機関においては、リスク管理体制の構築について検討されたい。

(3) ソーシャルメディアを利用していない機関の中には、ソーシャルメディアについての知識が職員に十分備わっていないことなどから、利用に慎重な機関も見受けられた。

各機関においては、職員に対するソーシャルメディアの特性やリスクについての理解を深めるための研修、効果的な活用のための研修等の機会を付与することなどを検討されたい。

3 結び

今回の監査においては、ソーシャルメディアの利用状況等について監査を実施し、検討を要する事項などを共通の意見として述べたところである。

近年、ツイッターやフェイスブックなどのソーシャルメディアの利用率は、スマートフォンの普及に伴い急速に高まっており、国や地方公共団体等の公共機関においても、情報発信等の媒体としての利用が増加している。

本県においても、ソーシャルメディアを利用する機関が年々増加しており、ソーシャルメディアを利用して、より効果的に県の魅力を発信し、認知度の一層の向上が図られている事例も見受けられる。

ソーシャルメディアについては、今後多方面にわたり、県民等の利用の拡大が見込まれることから、現在利用していない機関においても、それぞれの業務の特性に応じて、利用について検討されたい。

また、一方で、ソーシャルメディアの利用に際しては、その特性やリスクを十分に理解する必要があることから、ソーシャルメディアの管理者や担当者に対して研修等の機会を付与することも必要である。今後、ソーシャルメディアに関する研修の実施や受講の機会の付与などについて検討されたい。

各機関においては、今回の監査の結果及び意見を参考とされ、今後とも、県民等に対し、効果的な情報の提供に努められることを期待して、結びとする。

監査対象機関

知事部局	61 自治研修センター	122 七尾港湾事務所
1 秘書課	62 東京事務所	123 金沢城・兼六園管理事務所
2 総務課	63 小松県税事務所	124 手取川水道事務所
3 人事課	64 金沢県税事務所	議会
4 行政経営課	65 中能登総合事務所	125 議会事務局
5 財政課	66 奥能登総合事務所	各種行政委員会
6 管財課	67 消防学校	126 選挙管理委員会事務局
7 税務課	68 能登空港管理事務所	127 監査委員事務局
8 市町支援課	69 美術館	128 人事委員会事務局
9 危機対策課	70 歴史博物館	129 労働委員会事務局
10 消防保安課	71 白山ろく民俗資料館	130 収用委員会
11 企画課	72 能楽堂	131 海区漁業調整委員会
12 地域振興課	73 石川四高記念文化交流館	132 内水面漁場管理委員会
13 空港企画課	74 女性センター	教育委員会
14 新幹線・交通対策監室	75 南加賀保健福祉センター	133 庶務課
15 県民交流課	76 石川中央保健福祉センター	134 教職員課
16 文化振興課	77 能登中部保健福祉センター	135 学校指導課
17 スポーツ振興課	78 能登北部保健福祉センター	136 生涯学習課
18 男女共同参画課	79 リハビリテーションセンター	137 文化財課
19 厚生政策課	80 保健環境センター	138 保健体育課
20 長寿社会課	81 こころの健康センター	139 小松教育事務所
21 障害保健福祉課	82 中央病院	140 金沢教育事務所
22 医療対策課	83 高松病院	141 中能登教育事務所
23 地域医療推進室	84 総合看護専門学校	142 奥能登教育事務所
24 県立中央病院建設推進室	85 南部小動物管理指導センター	143 教員総合研修センター
25 健康推進課	86 いしかわ子ども交流センター	144 生涯学習センター
26 薬事衛生課	87 保育専門学園	145 図書館
27 少子化対策監室	88 児童生活指導センター	146 輪島漆芸技術研修所
28 環境政策課	89 白山自然保護センター	147 金沢城調査研究所
29 温暖化・里山対策室	90 消費生活支援センター	148 大聖寺実業高等学校
30 廃棄物対策課	91 大阪事務所	149 大聖寺高等学校
31 自然環境課	92 工業試験場	150 加賀高等学校
32 生活安全課	93 計量検定所	151 小松商業高等学校
33 産業政策課	94 九谷焼技術研修所	152 小松工業高等学校
34 産業立地課	95 九谷焼技術者自立支援工房	153 小松高等学校
35 経営支援課	96 小松産業技術専門学校	154 小松明峰高等学校
36 労働企画課	97 金沢産業技術専門学校	155 寺井高等学校
37 観光企画課	98 七尾産業技術専門学校	156 鶴来高等学校
38 誘客戦略課	99 能登産業技術専門学校	157 松任高等学校
39 国際観光課	100 石川障害者職業能力開発校	158 翠星高等学校
40 国際交流課	101 南加賀農林総合事務所	159 野々市明倫高等学校
41 農業政策課	102 石川農林総合事務所	160 金沢錦丘高等学校
42 里山振興室	103 県央農林総合事務所	161 金沢錦丘中学校
43 生産流通課	104 中能登農林総合事務所	162 金沢泉丘高等学校
44 農業基盤課	105 奥能登農林総合事務所	163 金沢二水高等学校
45 農業安全課	106 農林総合研究センター	164 金沢伏見高等学校
46 森林管理課	107 大日川ダム管理事務所	165 金沢辰巳丘高等学校
47 水産課	108 南部家畜保健衛生所	166 金沢商業高等学校
48 競馬事業局	109 北部家畜保健衛生所	167 工業高等学校
49 監理課	110 水産総合センター	168 金沢桜丘高等学校
50 道路建設課	111 南加賀土木総合事務所	169 金沢西高等学校
51 道路整備課	112 石川土木総合事務所	170 金沢北陵高等学校
52 河川課	113 県央土木総合事務所	171 金沢向陽高等学校
53 港湾課	114 中能登土木総合事務所	172 内灘高等学校
54 砂防課	115 奥能登土木総合事務所	173 津幡高等学校
55 都市計画課	116 大聖寺川ダム統合管理事務所	174 宝達高等学校
56 公園緑地課	117 赤瀬ダム管理事務所	175 羽咋高等学校
57 建築住宅課	118 犀川ダム管理事務所	176 羽咋工業高等学校
58 営繕課	119 内川ダム管理事務所	177 志賀高等学校
59 水道企業課	120 安原・高橋川工事事務所	178 鹿西高等学校
60 出納室	121 金沢港湾事務所	179 七尾東雲高等学校

180	七尾高等学校
181	田鶴浜高等学校
182	穴水高等学校
183	門前高等学校
184	能登高等学校
185	輪島高等学校
186	飯田高等学校
187	加賀聖城高等学校
188	小松北高等学校
189	金沢中央高等学校
190	羽松高等学校
191	七尾城北高等学校
192	盲学校
193	ろう学校
194	明和特別支援学校
195	いしかわ特別支援学校
196	小松瀬領特別支援学校
197	錦城特別支援学校
198	小松特別支援学校
199	七尾特別支援学校
200	医王特別支援学校
	警察本部
201	総務課
202	警務課
203	人材育成課
204	県民支援相談課
205	情報管理課
206	厚生課
207	会計課
208	監察課
209	生活安全企画課
210	地域課
211	通信指令課
212	少年課
213	生活環境課
214	刑事企画課
215	捜査第一課
216	捜査第二課
217	組織犯罪対策課
218	鑑識課
219	科学捜査研究所
220	交通企画課
221	交通指導課
222	交通規制課
223	運転免許課
224	交通機動隊
225	高速道路交通警察隊
226	公安課
227	警備課
228	機動隊
229	警察学校
230	金沢中警察署
231	金沢東警察署
232	金沢西警察署
233	大聖寺警察署
234	小松警察署
235	寺井警察署
236	白山警察署
237	津幡警察署
238	羽咋警察署
239	七尾警察署
240	輪島警察署
241	珠洲警察署

	公の施設(指定管理)
242	石川県政記念しいのき迎賓館
243	音楽堂
244	卯辰山相撲場
245	武道館
246	西部緑地公園テニスコート
247	いしかわ総合スポーツセンター
248	サッカー・ラグビー競技場
249	野球場
250	自転車競技場
251	白山一里野ジャンツェ
252	西部緑地公園陸上競技場
253	精育園
254	錦城学園
255	青少年総合研修センター
256	母子・父子福祉センター
257	室堂センター、室堂くろゆり荘、室堂こざくら荘、室堂御前荘、室堂白山荘
258	南竜ヶ馬場ビジターセンター、南竜山荘、南竜ヶ馬場ケビン、南竜ヶ馬場野営場、中宮温泉野営場、市ノ瀬野営場
259	白山国立公園センター
260	輪島エコロジーキャンプ場
261	能登千里浜休暇村野営場
262	木ノ浦健民休暇村野営場
263	のと海洋ふれあいセンター
264	片野鴨池健民自然園
265	夕日寺健民自然園
266	ハイテク交流センター
267	伝統産業工芸館
268	産業展示館
269	山中漆器産業技術センター
270	いしかわ動物園
271	ふれあい昆虫館
272	海の自然生態館
273	森林公園
274	県民の森
275	健康の森
276	国際交流センター
277	湖南運動公園
278	滝港マリーナ
279	金沢港金石地区船だまり
280	流域下水道加賀沿岸(梯川処理区)
281	流域下水道加賀沿岸(大聖寺川処理区)
282	流域下水道犀川左岸(汚泥共同処理施設を除く)
283	流域下水道犀川左岸(汚泥共同処理施設に限る)
284	いしかわ四高記念公園
285	本多の森公園
286	健民海浜公園
287	奥卯辰山健民公園
288	犀川緑地
289	栗津公園
290	北部公園
291	白山ろくテーマパーク
292	西部緑地公園
293	手取公園
294	松任海浜公園
295	大野湊緑地公園
296	能登歴史公園
297	木場潟公園
298	白山青年の家
299	白山ろく少年自然の家
300	鹿島少年自然の家
301	能登少年自然の家

302	自然史資料館
303	埋蔵文化財センター
304	安全運転研修所
	公の施設(直営)
305	中宮展示館
306	医王山ビジターセンター
307	海洋漁業科学館
308	鞍月セントラルパーク
309	石川ウッドセンター

ソーシャルメディア利用状況(※回答分)

機関名	アカウント名(名前)
フェイスブック	
地域振興課	石川県ふるさとワーキングホリデー
県民交流課	石川県NPO活動支援センター
温暖化・里山対策室	いしかわえこらいふ
温暖化・里山対策室	MISIAの里山ミュージアム
競馬事業局	金沢競馬
道路整備課	いしかわり山里海サイクリングルート
選挙管理委員会事務局	石川県選挙管理委員会
人事委員会事務局	石川県人事委員会事務局
美術館	石川県立美術館
図書館	石川県立図書館
石川県政記念しいのき迎賓館	石川県政記念しいのき迎賓館
音楽堂	石川県立音楽堂
音楽堂	オーケストラ・アンサンブル金沢
西部緑地公園テニスコート	西部緑地公園テニスコート
南竜ヶ馬場ビジターセンター、南竜山荘、南竜ヶ馬場ケビン、南竜ヶ馬場野営場、中宮温泉野営場、市ノ瀬野営場	白山市地域振興公社
能登千里浜休暇村野営場	休暇村能登千里浜
木ノ浦健民休暇村野営場	木ノ浦野営場
山中漆器産業技術センター	山中漆器産業技術センター
いしかわ動物園	いしかわ動物園
ふれあい昆虫館	いしかわ こんちゅう
海の自然生態館	のとじま水族館
森林公園	石川県森林公園
健康の森	石川県健康の森オートキャンプ場
滝港マリーナ	石川県滝港マリーナ
白山ろくテーマパーク	白山ろくテーマパーク 吉岡園地
白山ろくテーマパーク	白山ろくテーマパーク 白山吉野オートキャンプ場
木場潟公園	公益財団法人木場潟公園協会
ツイッター	
地域振興課	石川県ふるさとワーキングホリデー
温暖化・里山対策室	いしかわエコデザイン賞事務局
競馬事業局	金沢競馬
選挙管理委員会事務局	石川県選挙管理委員会
美術館	石川県立美術館
図書館	石川県立図書館
石川県政記念しいのき迎賓館	石川県政記念しいのき迎賓館
音楽堂	石川県立音楽堂
音楽堂	オーケストラ・アンサンブル金沢
西部緑地公園テニスコート	西部緑地公園テニスコート
ブログ	
水産総合センター	石川県水産総合センター
大聖寺実業高等学校	大聖寺実業高校 学校日記
大聖寺実業高等学校	実高ふれ愛隊日記
大聖寺実業高等学校	十万石クラブのロボット製作日誌
能登高等学校	notokoukou
石川県政記念しいのき迎賓館	石川県政記念しいのき迎賓館
卯辰山相撲場	石川県立武道館
武道館	石川県立武道館
輪島エコロジーキャンプ場	輪島エコロジーキャンプ場
のと海洋ふれあいセンター	スタッフの一言
ふれあい昆虫館	ふれこんブログ
ふれあい昆虫館	虫目の話題
犀川緑地	エコ・チーム犀川
粟津公園	粟津公園管理事務所
北部公園	hokukupark
白山ろくテーマパーク	白山ろくテーマパーク
ライン	
地域振興課	石川県ふるさとワーキングホリデー
医療対策課	石川県医療対策課
警務課	石川県警察本部警務課
海の自然生態館	のとじま水族館
インスタグラム	
地域振興課	石川県ふるさとワーキングホリデー
石川県政記念しいのき迎賓館	石川県政記念しいのき迎賓館
健康の森	石川県健康の森オートキャンプ場

(※平成29年9月1日 基準日現在において、各機関から回答があったもののうち、調査の対象としたものを掲載した。)

機関名	チャンネル名	タイトル名
YouTube		
危機対策課	Ishikawa Pref	石川県津波浸水想定区域図について
危機対策課	Ishikawa Pref	平成28年度石川県防災総合訓練
危機対策課	Ishikawa Pref	平成27年度石川県防災総合訓練
危機対策課	Ishikawa Pref	平成26年度石川県防災総合訓練緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練
危機対策課	Ishikawa Pref	第54回石川県防災総合訓練のダイジェストビデオ
危機対策課	Ishikawa Pref	第53回石川県防災総合訓練のダイジェストビデオ
危機対策課	Ishikawa Pref	第52回石川県防災総合訓練のダイジェストビデオ
危機対策課	Ishikawa Pref	県民一斉防災訓練(シェイクアウトいしかわ)の実施例-金沢市立港中学校
危機対策課	Ishikawa Pref	県民一斉防災訓練(シェイクアウトいしかわ)の実施例-唐戸山ホーム(羽咋市)
危機対策課	Ishikawa Pref	県民一斉防災訓練(シェイクアウトいしかわ)の実施例-穴水町比良自主防災組織
危機対策課	Ishikawa Pref	平成28年度原子力総合防災訓練
危機対策課	Ishikawa Pref	平成27年度原子力総合防災訓練
危機対策課	Ishikawa Pref	平成26年度原子力総合防災訓練
医療対策課	石川ナースナビ	看護の魅力啓発DVD(命を見つめて生きるを支えて)
医療対策課	石川ナースナビ	看護—それは私の生涯の仕事
医療対策課	石川ナースナビ	訪問看護
健康推進課	Ishikawa Pref	石川予防戦隊うつませんジャー
温暖化・里山対策室	ishikawaecodesign	いしかわエコデザイン賞プロモーションビデオ(H29)
温暖化・里山対策室	ishikawaecodesign	いしかわエコデザイン賞プロモーションビデオ(H28)
温暖化・里山対策室	ishikawaecodesign	いしかわエコデザイン賞2016公開プレゼンテーション(1~16)
温暖化・里山対策室	ishikawaecodesign	いしかわエコデザイン賞2016 表彰式(1~7)
温暖化・里山対策室	ishikawaecodesign	いしかわエコデザイン賞2015公開プレゼンテーション(1~16)
温暖化・里山対策室	ishikawaecodesign	いしかわエコデザイン賞2015 表彰式(1~7)
温暖化・里山対策室	ishikawaecodesign	いしかわエコデザイン賞2014公開プレゼンテーション(1~19)
温暖化・里山対策室	ishikawaecodesign	いしかわエコデザイン賞2014 表彰式(1~7)
温暖化・里山対策室	ishikawaecodesign	いしかわエコデザイン賞2013公開プレゼンテーション(1~17)
温暖化・里山対策室	ishikawaecodesign	いしかわエコデザイン賞2013 表彰式(1~4)
温暖化・里山対策室	ishikawaecodesign	いしかわエコデザイン賞2012公開プレゼンテーション(1~13)
温暖化・里山対策室	ishikawaecodesign	いしかわエコデザイン賞2012 表彰式(1~5)
温暖化・里山対策室	石川エコライフ	COOL CHOICE(クールチョイス)
温暖化・里山対策室	石川エコライフ	エコ保育所・幼稚園・認定こども園認定証交付式(がんばる宣言)(H29)
温暖化・里山対策室	石川エコライフ	エコ保育所・幼稚園・認定こども園認定証交付式(がんばる宣言)(H28)
温暖化・里山対策室	いしかわり山サウンドウェイブ	【石川県×MISIA】生物多様性の恵みあふれる石川
温暖化・里山対策室	いしかわり山サウンドウェイブ	【石川県×MISIA】ラジオ「いしかわり山サウンドウェイブ」(第1回~第7回)
温暖化・里山対策室	いしかわり山サウンドウェイブ	MISIAの里山ミュージアム2016フォトコンテスト入賞作品
自然環境課	Ishikawa Pref	親鳥からエサをもらうハヤブサのヒナ
自然環境課	Ishikawa Pref	親鳥からエサをもらうヒナ
自然環境課	Ishikawa Pref	石川県庁で生まれ、巣立ったヒナ
自然環境課	Ishikawa Pref	ハヤブサのヒナの採餌の様子①
自然環境課	Ishikawa Pref	ハヤブサのヒナの採餌の様子②
自然環境課	Ishikawa Pref	ハヤブサ(親)の飛翔
国際観光課	石川県-Ishikawa, Japan	For Tourism ISHIKAWA
国際観光課	石川県-Ishikawa, Japan	For Tourism ISHIKAWA(English・20min ver.)
公園緑地課	石川県土木部公園緑地課	玉泉院丸庭園紹介ビデオ
公園緑地課	石川県土木部公園緑地課	金沢城PR映像「時を超えて金沢城」ショートバージョン
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20170507アザミを食べるクマ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20170504クマの母子雄グマに襲われる
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20170502今冬生まれの親子グマ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20170427クマ湯谷頭方向
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20170416母グマが雄を撃退
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20170416大グマの動画
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20170416残雪の滑り台で遊ぶクマ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20170416親子グマを襲う雄グマ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20170413母グマとじゃれる子グマ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20170405オオノマの雪崩
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20170330サルがカモシカを威嚇
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20170324 2頭のカモシカ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20170319雪崩
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20170318谷を渡るイノシシ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20170316キツネとサル
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20170313ニホンザル
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20170310角なしカモシカ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20170218リス
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20170210カモシカ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20170118カモシカ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20170117イノシシ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20160429ツキノワグマ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20160415ツキノワグマ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20160413クマの木登り
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20160406ツキノワグマ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20160405クマ石で遊ぶ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20160403ツキノワグマ親子
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20160329初クマ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20160308カモシカ枝こすり
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20160221イノシシ3頭
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20160214イノシシの群れ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20160210キツネ餌を運ぶ

機関名	チャンネル名	タイトル名
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20160126イノシシ ラッセル
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20160123カモシカペアを攻撃
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20160118カモシカ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20160118イノシシ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20160110カモシカの異様な行動
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20151224ツキノワグマ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20151224イノシシの行列
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20151202イノシシの群れ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20151127ツキノワグマと早めの雪
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20150506イタドリを食べるクマ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20150418ツキノワグマの親子
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20150418ツキノワグマ木登り
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20150412カモシカのつがい
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20150410ツキノワグマ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20150409ツキノワグマ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20150328イノシシ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20150226ニホンザルの母子
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20150224イヌワシの若鳥
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20150218テン ニホンジカの死体へ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20150216飢えたイノシシ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20150206若いイヌワシ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20150129ニホンジカ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20150124キツネ、肉を隠す
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20141210イノシシの群れ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20141210イノシシ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20141123ニホンカモシカ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20141123ツキノワグマの親子
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20140426カモシカ雪渓の穴へ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20140422アザミをほおぼるツキノワグマ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20140417赤子を抱くニホンザル
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20140414ツキノワグマ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20140409木から下りるクマ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20140407クマ冬眠穴に戻る
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20140403カモシカ崖を登る
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20140402ニホンザル
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20140329カモシカのペア雪渓を渡る
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20140329カモシカのペア
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20140319イノシシの群れ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20140319イノシシ採食
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20140317カモシカの親子
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20140312樹皮を食べるニホンザル
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20140306キツネの狩り
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20140219ニホンリス
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20140125テン、カモシカを食べる
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20140125キツネがテンを追い払う
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20140125カラスとトビ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20140125カモシカを食べるキツネ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20140117イノシシの行列
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20131223カモシカ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20131223イノシシ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20131220ニホンザルの行列
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20131219雪崩跡にイノシシの群れ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20131128カモシカの親子
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20131123ニホンザル、カモシカ親子を威嚇
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20131122冬眠前のツキノワグマ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20130428雪渓を渡るクマの親子
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20130427ツキノワグマの母子、雄グマと遭遇
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20130419クマの親子
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20130416岩崖を移動するツキノワグマ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20130414ツキノワグマ何かに驚く
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20130409ツキノワグマ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20130408ツキノワグマ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20130405ニホンジカ初確認
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20130327ニホンザルの子ども
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20130322ニホンザル
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20130317カモシカ子どもを追い払い
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20130316ニホンカモシカ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20130316カモシカ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20130228イノシシ滑落
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20130227イノシシに雪崩
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20130209ニホンザルの親子
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20130129イノシシの群れ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20130105カモシカ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20121228イノシシの群れ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20121214イノシシ2頭
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20121207カモシカの親子
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20121124カモシカ親子
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20121122ツキノワグマ

機関名	チャンネル名	タイトル名
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20120505ツキノワグマの親子
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20120427ツキノワグマ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20120424ツキノワグマの親子
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20120415ツキノワグマ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20120309サルの通過に驚くカモシカ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20120207ニホンザルの母子
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20120201ニホンザル
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20120109イノシシのラッセル
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20120109イノシシ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20120107ニホンカモシカ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20111218イヌワシつがい
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20111217ニホンザルの母子
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20111214カモシカ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20110504ツキノワグマ
白山自然保護センター	ブナオ山観察舎	20110207イノシシ
大聖寺実業高等学校	高島雅道	石川県の加賀市に行ってみよう!
大聖寺実業高等学校	10mangoku	石川県立大聖寺実業高等学校_情報ビジネス科紹介
大聖寺実業高等学校	10mangoku	石川県立大聖寺実業高等学校_電子機械科紹介
輪島高等学校	石川県立輪島高等学校総合学科	輪島高校「WAJIMAR」第1回
輪島高等学校	石川県立輪島高等学校総合学科	輪島高校「WAJIMAR」第2回
山中漆器産業技術センター	yamanaka696	山中漆器の桧木の仕上挽き
ふれあい昆虫館	fureaikontyu	石川県ふれあい昆虫館 「チョウの園」
ふれあい昆虫館	fureaikontyu	石川県ふれあい昆虫館 昆虫の幼虫の瞬間芸
ふれあい昆虫館	fureaikontyu	石川県ふれあい昆虫館 日本最大級のチョウ「オオゴマダラ」の羽化
ふれあい昆虫館	fureaikontyu	石川県ふれあい昆虫館 蝶の「オオゴマダラ」が幼虫から蛹になるシーン
ふれあい昆虫館	fureaikontyu	石川県ふれあい昆虫館 カブト・クワガタおもしろ実験
ふれあい昆虫館	fureaikontyu	石川県ふれあい昆虫館 ヤブヤンマのお食事
ふれあい昆虫館	fureaikontyu	石川県ふれあい昆虫館 金色オタマジャクシ「アカメちゃん」
ふれあい昆虫館	fureaikontyu	石川県ふれあい昆虫館 こん虫夏まつり2011のテレビCM
海の自然生態館	notoqua	のとじま水族館 ウミガメの悠々遊泳
海の自然生態館	notoqua	逃げる〜ペンギン
海の自然生態館	notoqua	空飛ぶ?ペンギンのジェット飛行
海の自然生態館	notoqua	イルカの歌声?
海の自然生態館	notoqua	ジンベエザメ館 青の世界
海の自然生態館	notoqua	のとじま水族館「ジンベエザメ館 青の世界」プロモーション映像
海の自然生態館	notoqua	のとじま水族館 ジンベエザメ2頭展示
海の自然生態館	notoqua	のとじま水族館「パイントアクアリウム in のとじま 〜みんなであげよう!海の生きものたち〜」
海の自然生態館	notoqua	ヨスジの恋♡
海の自然生態館	notoqua	のとじま水族館 ゴールデンウィークCM (H29)
海の自然生態館	notoqua	のとじま水族館 CM
海の自然生態館	notoqua	のとじま水族館 夏休みCM
海の自然生態館	notoqua	のとじま水族館 ゴールデンウィークCM (H26)
海の自然生態館	notoqua	のとじま水族館 春CM (H24)
海の自然生態館	notoqua	のとじま水族館 2011年夏テレビCM
海の自然生態館	notoqua	のとじま水族館テレビCM「ジンベエザメ館 青の世界」オープン
森林公園	koji fuwa	テン01
森林公園	koji fuwa	タヌキ01
森林公園	koji fuwa	スズメバチ
森林公園	koji fuwa	シマリス01
森林公園	koji fuwa	シマリス02
森林公園	koji fuwa	ヤギ01
森林公園	koji fuwa	ヤギ02
森林公園	koji fuwa	シカ01
森林公園	koji fuwa	サル01
森林公園	koji fuwa	サル番外編
森林公園	koji fuwa	ウリ坊01
森林公園	koji fuwa	ウリ坊02
森林公園	koji fuwa	イノシシ01
森林公園	koji fuwa	りんどう
森林公園	koji fuwa	みかど池
森林公園	koji fuwa	M I S I Aの森
森林公園	koji fuwa	サイクリング

(※平成29年9月1日 基準日現在において、各機関から回答があったもののうち、調査の対象としたものを掲載した。)

(2) 県政に関するご意見・お問い合わせがありましたら、県ホームページの「県民の声」ページ (<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kensei/koho/kocho/kemminnokoe/>) へお寄せいただくか、直接、〇〇〇〇課までお問合せください。

(3) (ツイッターの場合)

政府の機関・地方公共団体又は公共性の高い機関については、必要に応じて、フォローすることがありますが、それ以外のアカウントについては、フォローすることはありませんので、あらかじめご了承ください。

(フェイスブックの場合)

政府の機関・地方公共団体又は公共性の高い機関については、必要に応じて、友達登録することがありますが、それ以外のアカウントについては、友達登録することはありませんので、あらかじめご了承ください。

8 禁止事項

当アカウントのページをご利用いただく際には、下記事項に関するコメントは御遠慮ください。

なお、下記事項に該当すると判断した場合は、コメントの投稿者に断りなくコメントの全部又は一部削除を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- ・ 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- ・ 公序良俗に反するもの
- ・ 人権侵害となるもの
- ・ 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷するもの
- ・ 本人の承諾なく個人情報を掲載する等プライバシーを侵害するもの
- ・ 政治的活動や宗教的活動を目的としたもの
- ・ 広告、宣伝、勧誘、その他営利を目的としたもの
- ・ 人種、思想、心情等の差別を含むもの
- ・ 虚偽又は事実誤認の内容を含むもの
- ・ 著作権、商標権、肖像権等の知的所有権を侵害するおそれのあるもの
- ・ 掲載記事と無関係のもの
- ・ 暴力的又はわいせつな表現を含むもの
- ・ 石川県及び利用者並びに第三者に不利益を与えるもの
- ・ 有害なプログラムを使用し、又は提供するもの
- ・ その他、石川県が不適切と判断したもの

9 著作権

当ページに掲載されている個々の情報（文字、写真、イラスト等）は著作権の対象となっています。「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、石川県の許可なく無断で複製・転用することはできません。

10 免責事項

(1) 当ページに記載されている情報の正確さについては万全を期しておりますが、石川県は当ページの情報を用いて行う行為について、一切責任を負いません。

(2) 石川県は利用者により投稿されたコンテンツやコメントについて、一切責任を負いません。

(3) 石川県は利用者間又は利用者と第三者間のトラブルによって生じた損害について、一切責任を負いません。

(4) 石川県は利用者が当ページにアクセスしたために被った損害及び損失について、一切責任を負いません。

11 運用ポリシーの変更について

当運用ポリシーは、予告なく変更することがあります。

平成 2 9 年度行政監査報告書

平成 3 0 年 3 月発行

石川県監査委員（監査委員事務局監査第三課）

〒 920-8580 石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

直通電話 076-225-1863

F A X 076-225-1864

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kansa/index.html>

メールアドレス kansa@pref.ishikawa.lg.jp